

(2020年4月9日配信)

新型コロナウイルスに関する注意喚起 (第22報) :  
当地における感染状況等 (4月9日現在)

- 3月30日, DC, MD, VA それぞれにおいて, 外出禁止令が発出されております。
- 本日現在の当地 (DC, MD, VA) における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。
- 連邦, 各州政府の主な措置等についてお知らせします。

1. 本日 (4月9日) 18時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

(1) ワシントン DC : 1,523 名 (死亡 32 名)

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

(2) メリーランド州 : 6,185 名 (死亡 138 名)

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

(3) バージニア州 : 4,042 名 (死亡 109 名)

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

2. 連邦, 各州政府の措置等

※DC, MD, VA それぞれにおいて, 外出禁止令が発出されています。

◎詳しくはこちら (3月30日付領事メール)

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200330importantmessagecoronavirus.pdf>

(1) 連邦政府

・3月29日, トランプ大統領は, 3月16日付で発出したコロナウイルス感染拡大防止に関するガイドラインを4月30日まで延長する旨を発表しました。

◎詳しくはこちら

[https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/03/03.16.20\\_coronavirus-guidance\\_8.5x11\\_315PM.pdf](https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/03/03.16.20_coronavirus-guidance_8.5x11_315PM.pdf)

・CDC (米国疾病管理予防センター) は, 外出時に布製のフェイスカバーを着用することを推奨しています。

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/prevent-getting-sick/cloth-face-cover.html>

(2) ワシントン DC

本日, ボウザーDC市長等の記者会見が行われ, 昨夜発出された市長令 (4月9日から24日まで, 又は非常事態宣言が延長される限り有効) 等について説明しました。

(主な内容)

- ・食料品店には, 買い物客がマスク・口を覆うものを着用することを指示する等の看板を掲示すること, 入店する客の数を制限する等の対応が求められる (会見資料3枚目)
- ・(過去の市長令の明確化) テニスとゴルフは禁止されている。社会的距離を維持する限りは, 屋上と中庭スペースは利用できる。コミュニティー・ガーデンは引き続き利用できる (5枚目)。
- ・隔離等で自宅から出られない, 又は家族等の助けが得られないDC市民に必須の食料品を届けるサービスを開始する。ホットラインの電話番号は来週当局HP上にて発表する。(8枚目)。
- ・DC公立学校 (DCPS) での食品店が4月13日 (月) から開始。これは, 学生及び高齢者への食事配布とは別途行われるもので, 食料品を入手できない脆弱な家族向けであり, 先着順・無料で配布される。場所は巡回され, 日時詳細は当局HPに掲載される (9, 10枚目)。

◎詳しくはこちら (会見資料)

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/COVID19-Situational-Update-Presentation-040920.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/COVID19-Situational-Update-Presentation-040920.pdf)

◎4月8日付市長令

[https://mayor.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/mayoromb/release\\_content/attachments/MO%202020-58%20Social%20Distancing%20Protocols%20Required%20for%20Food%20Sellers%20and%20Req...pdf](https://mayor.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/mayoromb/release_content/attachments/MO%202020-58%20Social%20Distancing%20Protocols%20Required%20for%20Food%20Sellers%20and%20Req...pdf)

(3) メリーランド州

本日、ウォーベンスミス州務長官は、コロナウイルスに関連して慈善事業を装って資金を集める詐欺行為があるとして注意を促しました。

(主な注意点)

- ・ 慈善団体への寄付を検討する際には、同団体が（適法に）登録されていることを確認する
- ・ 電話や自宅訪問による寄付依頼に対しては、慈善団体の情報を書面で求める 等

◎詳しくはこちら（州司法長官オフィス消費者保護部門がまとめた寄付行為に関するガイド）

<http://www.marylandattorneygeneral.gov/CPD%20Documents/Tips-Publications/147.pdf>

◎同オフィスがまとめた慈善事業団体のリスト

<https://sos.maryland.gov/Charity/Pages/SearchCharity.aspx>

<https://governor.maryland.gov/2020/04/09/maryland-secretary-of-state-attorney-general-warn-of-possible-charity-scams-related-to-covid-19-2/>

(注) 連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

3. 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。在留邦人の皆様におかれては、引き続き連邦・州・地方の関係当局が発信する情報や報道等により最新情報を把握するとともに、感染予防に努めてください。なお、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

4. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。感染予防や関連の措置、渡航情報等に関する情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

5. 当館では、領事業務担当職員の感染予防をより一層徹底し、領事窓口の機能を引き続き維持するとともに、領事窓口を来訪される皆様の健康を確保するための措置として、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20200402importantmessagecoronavirus.pdf>

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)